

Radiata Increase



FP2 級

2022 年 9 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



【解答にあたっての注意】

1.試験問題については、特に指示のない限り、2022 年 4 月 1 日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(46歳)は、妻Bさん(44歳)、長女Cさん(16歳)、長男Dさん(14歳)および二男Eさん(12歳)との5人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を再検討したいと考えている。その前提として、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。また、自分の介護が必要になった場合の公的介護保険の保険給付等について確認したいことがある。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん(1976年3月22日生まれ・46歳・会社員)

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり(2022年8月までの期間)
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、公的介護保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	46歳
国民年金 保険料納付済期間 (25月)	厚生年金保険 被保険者期間 (60月)	
	被保険者期間 (233月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額37万円)

(2) 妻Bさん(1977年10月20日生まれ・44歳・専業主婦)

- ・公的年金加入歴： 20歳から22歳までの大学生であった期間(30月)は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの5年間(60月)は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者であり、公的介護保険に加入中

(3) 長女Cさん(2006年5月10日生まれ・16歳)

(4) 長男Dさん(2008年8月16日生まれ・14歳)

(5) 二男Eさん(2010年6月18日生まれ・12歳)

※妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんおよび二男Eさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

《問 1》

Mさんは、Aさんに対して、遺族基礎年金および遺族年金生活者支援給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空①~③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、□□□歳到達年度の末日までの間にあるか、(①)未満で障害等級 1 級または 2 級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します」

II 「子のある配偶者が受給する遺族基礎年金の額(2022 年度価額)は、『(②)円+子の加算』の計算式により算出され、子の加算は第 1 子・第 2 子までは 1 人につき□□□円、第 3 子以降は 1 人につき(③)円となります。したがって、仮に、Aさんが現時点(2022 年 9 月 11 日)で死亡した場合、妻 Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は、年額□□□円です。また、妻 Bさんが遺族基礎年金を受給し、前年の所得が一定額以下である場合、妻 Bさんは、遺族年金生活者支援給付 金を受給することができ、その年額は 60,240 円(2022 年度価額)となります」

— 〈語句群〉 —

イ. 20歳	ロ. 25歳	ハ. 30歳	ニ. 74,600	ホ. 223,800
ヘ. 583,400	ト. 777,800	チ. 972,250		

【答え】

① イ. 20 歳

遺族基礎年金は、18 歳に到達する年度の末日(3 月 31 日)まで(障害年金 1 級、あるいは 2 級を受給している場合は 20 歳未満)の子がいる場合に、配偶者または子に支給されます。

② ト. 777,800(円)

2022 年度の遺族基礎年金の支給額は、777,800 円+子の加算額です。

③ ニ. 74,600

2022年度の遺族基礎年金の支給額の子の加算額は、
1人目・2人目の加算額は223,800円です。
3人目以降は、74,600円です。

したがって正解は、① イ ② ト ③ ニ

《問 2》

Mさんは、Aさんに対して、遺族厚生年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は2022年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(①)相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が□□□月に満たないときは、□□□月とみなして年金額が計算されます。仮に、Aさんが現時点(2022年9月11日)で死亡した場合、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記〈資料〉の計算式により、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の額は、年額(②)円となります」

II「二男Eさんが遺族基礎年金および遺族厚生年金に係る年齢要件を満たさなくなり、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが(③)歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます」

＜資料＞

$$\text{遺族厚生年金の年金額（本来水準の額）} = (\text{㉑} + \text{㉒}) \times \frac{\square\square\square\text{月}}{\square\square\square\text{月}} \times \frac{\triangle}{\bigcirc}$$

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「○」「△」で示してある。

【答え】

①

[遺族厚生年金の受給額]

老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 相当額です。

被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは 300 月で計算します

②

[遺族厚生年金の年金額の計算]

設例の厚生年金保険の情報を、資料の計算式に当てはめて計算します。

20歳	22歳		46歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料納付済期間 (25月)	被保険者期間 (60月)		被保険者期間 (233月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)		(2003年4月以後の 平均標準報酬額37万円)

Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は、293 月(60 月+233 月)ですので、
被保険者の加入月数が 300 月に満たないときは 300 月で計算します

[a] 2003 年 3 月以前の期間分

$$25 \text{ 万円} \times (7.125 \div 1,000) \times 60 \text{ 月} = 106,875 \text{ 円}$$

[b] 2003 年 4 月以後の期間分

$$37 \text{ 万円} \times (5.481 \div 1,000) \times 233 \text{ 月} = 472,517.01 \text{ 円}$$

[a+b]

$$106,875 \text{ 円} + 472,517.01 \text{ 円} = 579,392.01 \text{ 円}$$

遺族厚生年金の年金額の計算=

$$579,392.01 \text{ 円} \times (300 \text{ 月} \div 293 \text{ 月}) \times 3/4 = 444,925.6... \text{ 円}$$

(円未満四捨五入)= 444,926 円

③

中高齢寡婦加算

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。

- ・夫が亡くなったとき、40 歳以上 **65 歳未満**で、生計を同じくしている子がない妻

- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が 18 歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は 20 歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき、妻が 65 歳になると支給がなくなります。

したがって正解は、

① 4 分の 3

② 444,926(円)

③ 65(歳)

《問 3》

Mさんは、Aさんに対して、公的介護保険(以下、「介護保険」という)の保険給付等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「介護保険の保険給付を受けるためには、都道府県から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、介護保険の第2号被保険者に該当するAさんは、要介護状態または要支援状態となった原因が、末期がんや脳血管疾患などの加齢に伴う特定疾病によって生じたものでなければ、保険給付は受けられません」

②「仮に、Aさんが現時点(2022年9月11日)で介護保険の保険給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用(食費、居住費等を除く)の3割を自己負担する必要があります」

③「Aさんが65歳以後に、年額18万円以上の公的年金を受給している場合の介護保険の保険料の納付は、原則として、公的年金からの特別徴収の方法によります」

【答え】

① 不適切×

介護保険制度は、市区町村が制度を運営しています。

40 歳になると被保険者として介護保険に加入します。

65 歳以上にあると市区町村が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

本問では、「都道府県から」とありますが、正しくは、「市区町村」からとなります。

② 不適切×

介護保険の保険給付を受けた場合、介護サービスにかかった費用の自己負担割合は 1 割です。

Aさんは46歳で第2号被保険者となりますので、自己負担割合は原則1割となります。

③ 適切○

65歳以上になると第一号被保険者となります。(40歳以上から65歳未満は第2号被保険者)これまで健康保険料の一部として支払っていた介護保険料を別途支払うことになります。

さらに、年金受給額に応じて「特別徴収」と「普通徴収」の2種類の納付方法に分かれます。

・特別徴収

年間18万円以上の年金を受給している場合は、年金から自動的に天引きされます。

・普通徴収

年間18万円以下の年金を受給している場合(あるいは年金の繰下げ受給をした場合)は役所などに納付書を持参して支払います。

【第2問】次の設例に基づいて下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(45歳)は、妻Bさん(43歳)および長男Cさん(18歳)との3人家族である。長男Cさんが2021年12月に18歳になり、2022年4月には成年年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに、Aさんは、長男Cさんの金融リテラシーを高めるため、株式への投資を勧めてみた。長男Cさんの投資資金は、50万円を限度にAさんが出す予定である。

長男Cさんは、Aさんの提案に乗り気で、Aさんのアドバイスのもと、同業種のX社株式とY社株式(いずれも東京証券取引所上場銘柄)のいずれかに投資しようとしているが、未経験の株式投資に対して不安も感じている。そこで、Aさんは、長男Cさんと一緒に、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜財務データ＞

(単位：百万円)

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	54,000	18,000
負 債 の 部 合 計	25,000	7,000
純資産の部合計	29,000	11,000
売 上 高	55,000	20,000
営 業 利 益	2,400	1,200
経 常 利 益	2,200	1,400
当 期 純 利 益	2,300	800
配 当 金 総 額	420	300

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜株価データ＞

X社：株価1,600円、発行済株式数2,100万株、1株当たり年間配当金20円

Y社：株価4,050円、発行済株式数1,000万株、1株当たり年間配当金30円

※本問においては、以下の名称を使用する。

- ・少額投資非課税制度に係る非課税口座を「NISA口座」という。
- ・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度を「一般NISA」といい、当該非課税管理勘定を「一般NISA勘定」という。
- ・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」といい、当該累積投資勘定を「つみたてNISA勘定」という。
- ・未成年者少額投資非課税制度に係る非課税口座を「ジュニアNISA口座」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》《設例》のデータに基づいて算出される次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① X社のROE、Y社のROE
- ② X社のPER、Y社のPER

【答え】

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	54,000	18,000
負 債 の 部 合 計	25,000	7,000
純資産の部合計	29,000	11,000
売 上 高	55,000	20,000
営 業 利 益	2,400	1,200
経 常 利 益	2,200	1,400
当 期 純 利 益	2,300	800
配 当 金 総 額	420	300

〔株価データ〕

X社：株価1,600円、発行済株式数2,100万株、1株当たり年間配当金20円

Y社：株価4,050円、発行済株式数1,000万株、1株当たり年間配当金30円

●自己資本利益率(ROE)

自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標です。
ROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

① X社のROE

$$2,300 \text{ 百万円} \div 29,000 \text{ 百万円} \times 100 = 7.931\ldots (\text{小数点以下第3位を四捨五入}) = 7.93\%$$

② Y社のROE

$$800 \text{ 百万円} \div 11,000 \text{ 百万円} \times 100 = 7.272\ldots (\text{小数点以下第3位を四捨五入}) = 7.27\%$$

●株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

・PERが高いほど割高・PERが低いほど割安

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1 \text{株当たり当期純利益}(\text{EPS})$

$EPS(1 \text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

③ X社のPER

$2,300 \text{ 百万円} \div 2,100 \text{ 万株} = 109.523... \text{ 円}$

$1,600 \text{ 円} \div 109.523... \text{ 円} = 14.608... (\text{小数点以下第3位を四捨五入}) = 14.61 \text{ 倍}$

④ Y社のPER

$800 \text{ 百万円} \div 1,000 \text{ 万株} = 80 \text{ 円}$

$4,050 \text{ 円} \div 80 \text{ 万円} = 50.625 \text{ 倍} (\text{小数点以下第3位を四捨五入}) = 50.63 \text{ 倍}$

したがって正解は、

- ① X社のROE 7.93(%)
- ② Y社のROE 7.27(%)
- ③ X社のPER 14.61(倍)
- ④ Y社のPER 50.63(倍)

《問5》 Mさんは、Aさんと長男Cさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「PBRは、X社株式のほうがY社株式よりも高くなっています。しかし、これだけをもってX社株式が割高であると判断することはお勧めしません。PERなどの他の投資指標についても比較検討するなど、多角的な視点が望まれます」
- ② 「株主への利益還元の大きさに着目した指標として、配当性向があります。配当性向は、Y社のほうがX社よりも高くなっています」
- ③ 「一般に、自己資本比率が高いほど、経営の安全性が高いと考えられます。自己資本比率は、Y社のほうがX社よりも高くなっています」

【答え】

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	54,000	18,000
負 債 の 部 合 計	25,000	7,000
純資産の部合計	29,000	11,000
売 上 高	55,000	20,000
営 業 利 益	2,400	1,200
経 常 利 益	2,200	1,400
当 期 純 利 益	2,300	800
配 当 金 総 額	420	300

〔株価データ〕

X社：株価1,600円、発行済株式数2,100万株、1株当たり年間配当金20円

Y社：株価4,050円、発行済株式数1,000万株、1株当たり年間配当金30円

① 不適切

株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

・PBRが高いほど割高・PBRが低いほど割安

(通常、PBRが1倍を上回ると割高・PERが1倍を下回ると割安となります。)

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{BPS(1株当たり純資産)} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

X社のPBR=1,600円 $\div$ (29,000百万円 $\div$ 2,100万株)=1.158...→**1.16倍**

Y社のPBR=4,050円 $\div$ (11,000百万円 $\div$ 1,000万株)=3.681...→**3.68倍**

よって、PBRは、**Y社の方が高く、割高**となります。

本問ではX社の方が割高と説明されていますので、不適切となります。

② 適切

配当性向は、会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

$$\begin{aligned}\text{配当性向} &= 1\text{株当たり配当金} \div 1\text{株当たり当期純利益} \times 100 \\ &= \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100\end{aligned}$$

$$\text{X社の配当性向} = 420\text{ 百万円} \div 2,300\text{ 百万円} \times 100 = 18.260\ldots \rightarrow 18.26\text{ 倍}$$

$$\text{Y社の配当性向} = 300\text{ 百万円} \div 800\text{ 百万円} \times 100 = 37.5\text{ 倍}$$

よって、配当性向は、Y社の方が高いです。

③ 適切

自己資本比率は、負債および純資産の合計額である総資本に占める純資産の割合のことです。自己資本比率が高いほど経営の安全性が高いと考えられます。

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100$$

・X社の自己資本比率

$$29,000\text{ 百万円} \div 54,000\text{ 百万円} \times 100 = 53.703\ldots \rightarrow 53.70\%$$

・Y社の自己資本比率

$$11,000\text{ 百万円} \div 18,000\text{ 百万円} \times 100 = 61.111\ldots \rightarrow 61.11\%$$

よって、自己資本比率は、Y社の方が高いです。

《問6》 Mさんは、Aさんと長男Cさんに対して、少額投資非課税制度（NISA）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「長男Cさんの場合、現時点（2022年9月11日）ではジュニアNISA口座しか開設することができませんが、2023年以降はNISA口座を開設することができます。上場株式を購入し、長期の積立・分散投資を行う場合、つみたてNISAの利用がお勧めです」
- ② 「2023年中にNISA口座を開設する場合、一般NISAまたはつみたてNISAのいずれかを利用することができます。2023年中に一般NISA勘定に受け入れることができる金額は122万円、つみたてNISA勘定に受け入れることができる金額は40万円がそれぞれ上限となります」
- ③ 「NISA口座やジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択する必要があります。配当金領収証方式や登録配当金受領口座方式を選択しても非課税扱いにはなりません」

【答え】

[NISA比較]

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニア NISA
対象者	日本在住で満18歳以上		日本在住で 0歳～19歳
金融機関の変更	可能 (1年ごとに変更可能)		不可
取引主体者	口座名義人(本人)		原則、親権者等
非課税投資枠	年間120万円	年間40万円	年間80万円
非課税期間	最長5年	最長20年	最長5年
投資可能期間	2023年まで	2042年まで	2023年まで
対象商品	上場株式・株式投資信託・J-REIT・ETF等	一定要件を備えた投資信託等	上場株式・株式投資信託・J-REIT・ETF等
ロールオーバー	可能	不可	可能
払い出し制限	制限なし	制限なし	原則18歳まで払出不可

① 不適切×

つみたて NISA の対象商品は、一定の要件を備えた投資信託です。

上場株式を購入することはできません。

② 不適切×

2023 年中の一般 NISA の非課税投資枠は **120 万円**です。

ただし、2024 年から新しい NISA 制度に変わり、一階建てと二階建てを足すと年間非課税投資枠は 122 万円となります。

『NISA 制度の改正』

[施行日]

2024 年予定

[新しい NISA の創設]

2023 年 12 月 31 日の一般 NISA の終了に伴い、新しい NISA が創設されることになります。

「概要」

・1 階部分

購入できるのは、つみたて NISA 対象商品のみ。

金額は年間 20 万円までで、買い方は積み立てに限定されます。

・2 階部分

一般 NISA の対象商品である、上場株式(日本株式・外国株式)や株式投資信託、ETF、REIT などを購入できます。(レバレッジを効かせる投資信託や、上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄などは対象外となります。)

2 階の投資枠は年間 102 万円まで。

購入方法は一括(スポット)購入でも積立でも OK です。

③ 適切○

NISA口座は、**株式比例配分方式**(証券口座での受取り)を選択しなければ非課税になりません。

【第3問】次の設例に基づいて下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、2022年6月に住宅ローンを利用して中古の分譲マンション（築10年）を購入し、同月中に当該マンションの引渡しを受けて入居した。

Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（47歳）：会社員

妻Bさん（44歳）：2022年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。

長男Cさん（18歳）：高校生。2022年中の収入はない。

＜Aさんの2022年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額：1,200万円

＜Aさんが取得した分譲マンションに関する資料＞

取得価額：4,000万円

土地：40㎡（敷地権の割合相当の面積）

建物：85㎡（専有部分の床面積）

資金調達方法：自己資金500万円

父親からの資金援助1,500万円（2022年5月に受贈）

銀行からの借入金2,000万円（2022年12月末の借入金残高は1,950万円、返済期間は20年）

留意点：当該マンションは、個人間売買（消費税の課税対象外）で購入。新耐震基準適合住宅に該当しているが、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅（以下、「ZEH水準省エネ住宅」という）、エネルギー消費性能向上住宅（以下、「省エネ基準適合住宅」という）には該当していない。

父親から受けた1,500万円の資金援助については、相続時精算課税制度の適用を受けない。

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「個人が、2022 年中に住宅ローンを利用して既存住宅を取得し(消費税は課されていない)、自己の居住の用に供した場合、『取得した住宅の床面積が(①)m²以上であること』『住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額が(②)万円以下であること』などの所定の要件を満たせば、2022 年分以後、最大で(③)年間、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

控除額は、住宅ローンの年末残高に所定の控除率を乗じて算出しますが、その年末残高には限度額が設けられています。取得した既存住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅(以下、「認定住宅等」という)のいずれかに該当するときの年末残高の限度額は、(④)万円となり、認定住宅等に該当しないときの年末残高の限度額は、□□□万円となります」

— 〈数値群〉 —

イ. 10	ロ. 13	ハ. 15	ニ. 20	ホ. 30	ヘ. 50	ト. 70
チ. 2,000	リ. 3,000	ヌ. 4,000	ル. 5,000			

【答え】

住宅ローン控除の適用条件(すべて満たす必要があります)
・返済期間が 10 年以上の住宅ローンであること
・控除の適用を受ける年の合計所得が 2,000 万円以下であること。
・住宅の床面積が 50 m ² (40 m ² ※)以上で、そのうち 1/2 が居住用であること
・取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの 5 年間に以下の適用を受けていないこと 「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」 「居住用財産の軽減税率の特例」 「特定の居住用財産の買換え特例」

※備考

2023 年末までに建築確認を受けた床面積 40 m²以上 50 m²未満の新築住宅等については、合計所得金額が 1,000 万円以下の年は控除を受けられます。

① へ.50

住宅ローン控除の適用条件は、住宅の床面積が **50 m²以上**で、そのうち 1/2 が居住用であることです。

② チ.2,000

住宅ローン控除の適用条件は、控除の適用を受ける年の合計所得が **2,000 万円以下**であることです。

③ イ.10

住宅ローン控除の控除期間は新築住宅の場合は最長13年間、既存住宅の場合は**最長10年**となります。

④ リ.3,000

取得した既存住宅(中古住宅)が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅のいずれかに該当するときの年末残高の限度額は、3,000万円となり、認定住宅等に該当しないときの年末残高の限度額は、2,000万円となります。

	住宅の環境性能	借入限度額	控除期間
既存住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000万円	10年間
	その他の住宅	2,000万円	

《問 8》

住宅借入金等特別控除等に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんは、2022年分の所得税において、住宅借入金等に係る年末残高証明書を所定の期日までに勤務先に提出することにより、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます」

②「Aさんが2023年に適用を受ける住宅借入金等特別控除の額がその年分の所得税額から控除しきれない場合、その残額は、Aさんの所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高13万6,500円)を限度に、2024年度分の住民税額から控除されます」

③「Aさんが、父親から受けた1,500万円の資金援助について『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例』の適用を受けた場合、その贈与を受けた金額の全額について贈与税が課されません」

【答え】

① 不適切×

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は1年目分の確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。

[本問の場合]

Aさんは、2022年から住宅ローン控除の適用を受けるため、2022年の最初の年は確定申告が必要です。

② 不適切×

[住宅ローン控除における住民税の控除額限度額]

居住年	控除限度額
2009年1月～2014年3月末	97,500円
2014年4月～2021年12月末	136,500円
2022年1月～2025年12月末	97,500円

[本問の場合]

控除限度額136,500円は、2014年4月～2021年12月末までです。
2023年度の場合控除限度額は97,500円となります。

③ 不適切×

『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例』を受けた場合、贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には 1,000 万円まで、それ以外の住宅の場合には 500 万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。

《問 9》

Aさんの2022年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けるものとし、総所得金額の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	480,000円
(b) 所得控除の額の合計額		2,800,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		□□□円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)		(③) 円
(f) 差引所得税額		□□□円
(g) 復興特別所得税額		□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

・総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

① 9,900,000

Aさんは給与収入しかないため、給与所得=総所得金額となります。

給与所得控除=1,200万円-195万円=805万円

『所得金額調整控除』

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものを言います。

[適用対象]

- ・本人が特別障害者に該当する者
- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

[所得金額調整控除額]

{給与等の収入金額(1000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10%=控除額

・Aさんの場合

給与収入 1200万円なので 1000万円超となるため 1,000万円 で計算します。

1,000万円-850万円×10%=15万円

総所得金額=給与所得-給与所得控除-所得金額調整控除

=1,200万円-850万円-15万円=990万円

② 380,000(円)

●扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

長男 Cさんは18歳で一般扶養者となりますので控除額は38万円です。

③ 136,500(円)

住宅ローン控除の額は、年末ローン残高の0.7%相当額です。

[本問の場合]

資金調達方法 : 自己資金500万円
 父親からの資金援助1,500万円（2022年5月に受贈）
 銀行からの借入金2,000万円（2022年12月末の借入金残高は1,950万円、返済期間は20年）

2022年12月の借入金残高は1,950万円です。

1,950万円×0.7%=136,500円

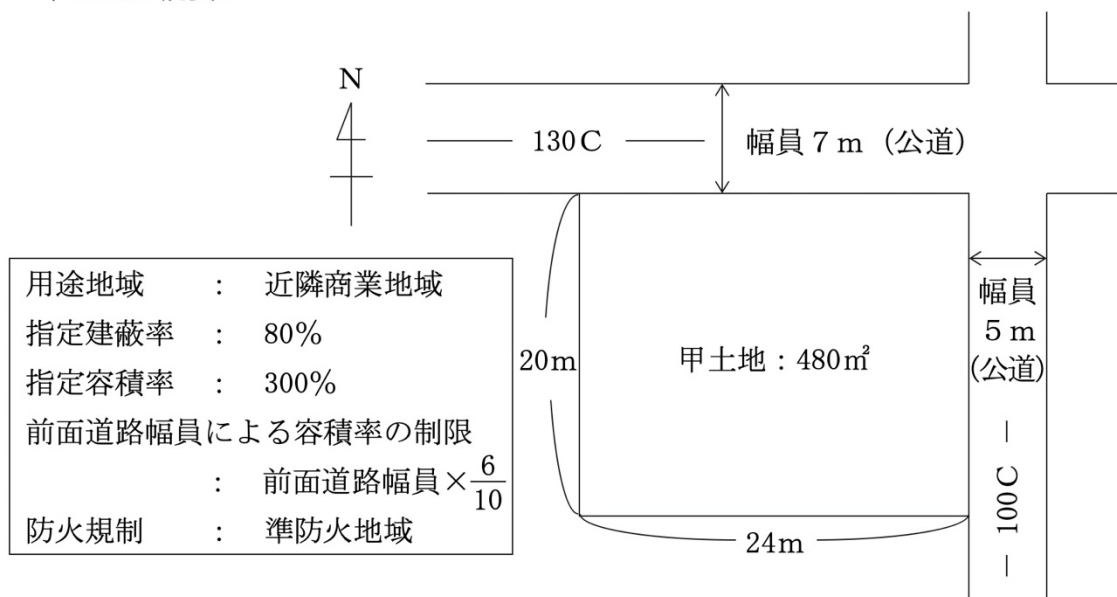
【第4問】次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（51歳）は、上場企業に勤務する会社員である。2022年3月、X市内の実家（甲土地および建物）で1人暮らしをしていた母親が死亡した。法定相続人は、長女のAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんは、Y市内の自宅に夫Bさん（53歳）および長男Cさん（18歳）と一緒に暮らしているため、相続後に空き家となっている実家（建物は築47年で老朽化）の売却を検討している。しかし、先日、不動産会社を通じて、食品スーパーのZ社から、「甲土地は、駅に近く、商業性の高い場所なので、新規出店をさせてほしい。Aさんには、建設協力金方式での有効活用を検討してもらえないだろうか」との提案があったことで、甲土地の有効活用にも興味を持ち始めている。

＜甲土地の概要＞



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下、「本特例」という)に関する以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本特例の適用を受けるためには、相続した家屋について、(①)年 5 月 31 日以前に建築されたこと、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったことなどの要件を満たす必要があり、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物(②)。本特例の適用を受けるためには、家屋を取り壊して更地で譲渡するか、または、家屋を一定の耐震基準を満たすようにリフォームしてから、その家屋のみを譲渡するか、もしくはその家屋とともに敷地を譲渡する必要があります。ただし、いずれの場合であっても、その譲渡の対価の額が(③)以下でなければなりません」

— 〈語句群〉 —

イ. 1978 ロ. 1981 ハ. 1985

ニ. は対象となりません ホ. も対象となります

ヘ. 3,000万円 ト. 5,000万円 チ. 1億円

【答え】

① ロ.1981

『被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例』

●家屋の要件

- ・1981 年(昭和 56)5 月 31 日以前に建築された家屋であること
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること
- ・区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること
- ・相続の開始直前においてその被相続人以外に居住していた者がいなかったこと
- ・相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと

② ニ.は対象となりません

●家屋の要件

- ・1981 年(昭和 56)5 月 31 日以前に建築された家屋であること
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること
- ・区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること
- ・相続の開始直前においてその被相続人以外に居住していた者がいなかったこと
- ・相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと

マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象となりません。

③ チ.1 億円

●譲渡の要件

- ・譲渡価格が 1 億円以下であること
- ・家屋を譲渡する場合、譲渡時に、その家屋が現行の耐震基準にて起業するものであること

《問 11》

建設協力金方式の一般的な特徴等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「建設協力金方式とは、AさんがZ社から建設資金を借り受けて、Z社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗をZ社に賃貸する手法です。借り受けた建設資金は、通常、賃料の一部で返済していくことになります」

②「建設協力金方式により、Aさんが店舗をZ社に賃貸した後、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸家建付地として評価されます」

③「建設協力金方式により、Aさんが店舗をZ社に賃貸した後、その賃貸期間中にAさんの相続が開始した場合、所定の要件を満たせば、甲土地は、貸付事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます」

【答え】

① 適切○

本問の説明の通り、建設協力金方式は、入居予定のテナントに建物の建設費を出してもらう方式です。

② 適切○

本問の説明の通り、建設協力金方式は、建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式です。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取ります。

よって敷地は、貸家建付地として評価されます。

③ 適切○

本問の説明の通り、被相続人の貸付事業用として使用されていた土地は、貸付事業用宅地となり、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。

《問 12》

甲土地上に準耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい
(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

① 480 m²

[建築面積の上限(最大建築面積)の計算式]

・建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

●建ぺい率の緩和

・準防火地域の耐火建築物を建てる場合+10%

・特定行政庁が指定する角地+10%

よって、指定建ぺい率 80%+10%+10%=100%

$$480 \text{ m}^2 \times 100\% = 480 \text{ m}^2$$

したがって① 建築面積の最高限度は、480m²

② 容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、道路が7mと5mがあり、広い方を前面道路としますので、7mで前面道路となります。

$7\text{m} \times 6/10 = 420\%$

指定容積率は300%となりますので、小さい方を限度としますので300%となります。

延べ面積の上限= $480\text{m}^2 \times 300\% = 1,440\text{m}^2$

したがって② 容積率の上限となる延べ面積は、**1,440m²**

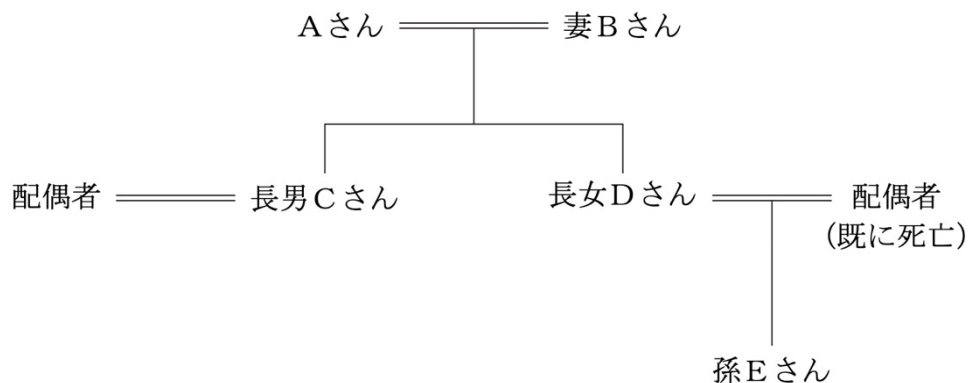
【第5問】次の設例に基づいて下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（67歳）は、自宅で妻Bさん（66歳）および長男Cさん（42歳）夫婦と同居している。Aさんは、3年後をめどに、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定である。また、将来、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させ、長男CさんにはX社に有償で貸し付けているX社本社敷地・建物を相続させるつもりでいる。

長女Dさん（41歳）は、1年前に夫と死別し、地元企業に勤務しながら、1人で孫Eさん（19歳）を育てている。Aさんは、長女Dさん親子のために、教育資金等の援助をしたいと思っている。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

現預金等	:	2億円
X社株式	:	4億円
自宅敷地（330㎡）	:	6,000万円（注）
自宅建物	:	2,500万円
X社本社敷地（400㎡）	:	7,000万円（注）
<u>X社本社建物</u>	:	<u>4,500万円</u>
合計		8億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

A さんの相続・事業承継等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「遺言により、自宅および現預金等を妻 B さん、X 社関連の資産を長男 C さんに 相続させた場合、長女 D さんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が 8 億円の場合、長女 D さんの遺留分の金額は、(①)となります」

II 「長男 C さんが X 社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地(相続税評価額 7,000 万円)について、課税価格に算入すべき価額は(②)となります。なお、自宅敷地と X 社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(③)」

III 「長男 C さん夫婦には子がないので、将来の後継者確保のため、養子縁組をする ことを検討してみてはいかがでしょうか。長男 C さん夫婦が孫 E さん(長女 D さんの子)と養子縁組(特別養子縁組でない縁組)をする場合、孫 E さんと長女 D さん との法律上の親子関係は(④)」

— 〈語句群〉 —

- イ. 1,400万円 ロ. 2,380万円 ハ. 5,000万円 ニ. 5,250万円
ホ. 1億円 ヘ. 2億円 ト. 終了しません チ. 終了します
リ. 適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません
ヌ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

【答え】

① ホ.1 億円

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。

法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

●法定相続人/法定相続分

- ・妻Bさん:法定相続分1/2
- ・長男Cさん:法定相続分1/4
- ・長女Dさん:法定相続分1/4

直系尊属以外の場合に該当するので、遺留分=被相続人の財産×1/2となります。

遺留分の額:8億円×1/2=4億円

長女Dさんの遺留分の額:4億×1/4=1億円

② イ.1,400 万円

[小規模宅地の特例の限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

Aさんの主な所有財産（相続税評価額）>

現預金等	:	2 億円
X 社株式	:	4 億円
自宅敷地（330㎡）	:	6, 000万円
自宅建物	:	2, 500万円
X 社本社敷地（400㎡）	:	7, 000万円
X 社本社建物	:	4, 500万円
合計		8 億円

[本問の場合]

X 社本社敷地 400 ㎡は、特定同族会社事業用宅地の限度面積 400 ㎡以下となりますので、敷地の全てに 80%の減額がされます。

減額分=7,000 万円×80%=5,600 万円

課税価格に算入すべき価額=7,000 万円-5,600 万円=1,400 万円

③ ヌ.それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

自宅敷地(特定居住用宅地)とX社本社敷地(特定同族会社事業用宅地)について、『本特例』の適用を受けようとする場合、**それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます。**

④ ト.終了しません

特別養子縁組では6歳未満の子が対象で、親族関係が終了し、養親のみが父母となる制度で、実子とみなされます。

本問の場合のように普通養子縁組の場合は、養子と実方の父母との親族関係は**終了しません。**

《問 14》

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①「孫 E さんが本特例の適用を受けるためには、孫 E さんが教育資金の贈与を受けた年の前年分の長女 D さんの所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下でなければなりません」
- ②「孫 E さんが A さんから教育資金の贈与を受ける場合、所定の要件を満たせば、本特例と併せて相続時精算課税制度の適用を受けることができます」
- ③「教育資金管理契約期間中に A さんが死亡した場合、教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額(管理残額)は、その死亡の日に孫 E さんが 23 歳未満である等の一定の場合を除き、相続税の課税対象となります」

【答え】

① 不適切×

教育資金の一括贈与の特例では、受贈者である直系尊属の合計所得金額の要件はありません。

② 適切○

教育資金の一括贈与の特例では、暦年贈与と相続時精算課税制度の併用可能です。

③ 適切○

教育資金の一括贈与の特例では、受贈者が贈与者の死亡日において以下の要件に当てはまる場合を除き、相続税の課税対象となります。

① 23歳未満である場合

② 学校等に在学している場合

③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

《問 15》

現時点(2022 年 9 月 11 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は 8 億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額		8 億円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		□□□万円
長男 C さん		(②) 万円
長女 D さん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円
30,000	～ 60,000		50%	4,200万円

【答え】

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

本問の場合には、妻 B さん長男 C さんと長女 C さんの 3 名です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ①4,800 万円

遺産総額 8 億円なので、課税遺産総額は、

8 億 - 4,800 万円 = 7 億 5,200 万円

[相続人の範囲と順位、法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●法定相続人・法定相続分

- ・妻Bさん:法定相続分1/2
- ・長男Cさん:法定相続分1/4
- ・長女Dさん:法定相続分1/4

[課税遺産総額を法定相続分で分配]

・妻 B さん法定相続分の相続税
→7 億 5,200 万円 $\times$ 1/2 = 3 億 7,600 万円

・長男 C さん法定相続分の相続税
→7 億 5,200 万円 $\times$ 1/4 = 1 億 8,800 万円

・長女 D さん法定相続分の相続税
→7 億 5,200 万円 $\times$ 1/4 = 1 億 8,800 万円

[各人の相続税額]

・妻 B さん
→3 億 7,600 万円 $\times$ 50% - 4,200 万円 = 1 億 4,600 万円

・長男 C さん
→1 億 8,800 万円 $\times$ 40% - 1,700 万円 = ②5,820 万円

・長女 D さん
→1 億 8,800 万円 $\times$ 40% - 1,700 万円 = 5,820 万円

[相続税の総額]

1 億 4,600 万円 + 5,820 万円 + 5,820 万円 = ③2 億 6,240 万円

したがって正解は、

①4,800(万円)

②5,820(万円)

③26,240(万円)